委託番号	８０１４
契約形態	業務委託

仕　様　書

１　件　　名　建築設備定期点検業務委託（新田西文化センター）

２　履行期間　令和６年（２０２４年）４月１日から
　　令和６年（２０２４年）５月３１日まで

３　履行場所　草加市清門三丁目４９番地１
　　草加市立新田西文化センター

４　支払方法　業務完了払（年１回払）（実施月：５月）

５　委託内容
建築基準法第１２条第４項に基づく建築設備の点検業務委託。
ただし、昇降機は除く。

６　調査資格
次のいずれかの資格を有すること。
⑴　一級建築士
⑵　二級建築士
⑶　建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者

７　調査建物　草加市清門三丁目４９番地１
　　草加市立新田西文化センター

敷地面積	２，１３６，７９㎡
建築面積	８３８．２６㎡
延べ床面積	１，２２５．４８㎡
構　　造	鉄骨造２階建て

８　調査基準
⑴　建築設備定期検査業務基準書
　　(財)日本建築設備･昇降機センター

９　業務の処理
⑴　受注者は、業務の開始前に、着手届、実施工程表、担当技術者通知書を提出し、

担当者の承認を受けること。

⑵　受注者は、業務の進捗状況に応じて担当者に中間報告をするなど、十分打合せをすること。

⑶　現地調査にあたっては、担当者と作業日程及び作業内容について打合せを行ない、承認を受けること。

⑷　点検時には、必ず担当者の立会いを受けること。

10　提出物

成果品等	仕様・種類	規格	提出部数
定期点検報告書	・棟別（構造別）	Ａ４	２部

11　その他

⑴　仕様に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。

⑵　業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

⑶　受注者は、成果品等については市の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したりまたは提供してはならない。

⑷　草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。

⑸　草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）第６条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成８年告示第１５５号）第９条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

①　受注者及び受注者の下請業者が不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

②　受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

⑹　履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。

12　問合せ先

⑴　仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）
草加市役所　契約課
電話０４８（９２２）１１２９（直通）

⑵　契約締結後の問合せ先
草加市立新田西文化センター　初田
電話０４８（９４２）０７７８（直通）